

様式第2（第4条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和7年4月1日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都国立市富士見台3丁目16番4号
国立市商工会
会 長 桂 耕史

東京都国立市富士見台2丁目47番1号
国立市
市 長 濱崎 真也

令和7年3月11日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

（別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制

（2）①法定経営指導員の氏名、連絡先

2 変更事項の内容

【変更前】 経営指導員 永須 裕二、田村 理央、山崎 幸子

【変更後】 経営指導員 永須 裕二、山崎 幸子

【変更理由】 法定経営指導員である国立市商工会所属の田村理央氏が他の商工会へ人事異動したため

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：

永須 裕二・山崎 幸子

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地震災害【国立市総合防災計画】

東京都防災会議は、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和 4（2022）年 5 月に「首都直下地震等による東京の被害想定」（以下「新被害想定」という。）を公表した。この計画では、国立市（以下、当市という。）で被害が大きいと想定される地震は「立川断層帯地震」、「多摩東部 直下地震」としており、そのうち、当市の被害合計が最大と想定しているのは、「立川断層帯地震」（M7.4、冬の夕方 18 時、風速 8 m/秒）である

② 風水害【国立市総合防災計画】

近年の水害は、都市化の進行や地球規模での気候変動等により、従来の経験則では対応しきれない大型台風の襲来や集中豪雨の発生が観測されている。当市の地域の南に多摩川があり、洪水による被害の発生が予想されることから、災害情報の伝達や避難誘導體制の確保など、風水害に対して組織的に対処するための基本的な仕組みを定めている。

当市における多摩川浸水想定区域は、水防法第14条に基づき、平成14（2002）年 2 月に国土交通省令で定めた多摩川浸水想定区域図により、青柳段丘崖以南の多摩川沖積地に指定された。平成28（2016）年に更新された多摩川浸水想定区域図は、多摩川流域（石原地点上流域）に 2 日間で588mmの大雨を想定しており、これを基に多摩川洪水ハザードマップを作成した。

また、令和 3（2021）年 4 月に国立市下水道課が公表した国立市内水浸水想定区域図を基に、内水ハザードマップを作成した。

土砂災害ハザードマップは、土砂災害防止法に基づき東京都が指定した「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」を示したものである。市内では、令和元年 9 月に谷保地区の一部で新たに 3 箇所の土砂災害警戒区域が追加した。

③ 大規模事故等【国立市総合防災計画】

「大規模事故」とは、航空機の墜落、列車及び大型車両等の衝突・横転等の 事故、大火災、爆発など大規模で市民生活に重大な被害を及ぼす事態をいう。大規模事故災害の想定は、次のとおりである。

鉄道事故	JR 中央線及びJR南武線の列車による衝突・脱線・転覆・火災及びガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載貨物列車からの流出等による事故災害
航空機事故	定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の航空機の墜落等による災害
道路・橋りょう事故	中央自動車道や国道 20 号等の幹線道路における多重衝突などの大事故、ガソリン等の危険物、有害化学物質等の積載車両からの流出等による事故災害
危険物等	LPガス等の高圧ガス、塩素ガス、放射性物質及び毒物、劇物等の漏洩や爆発等による事故災害
大規模火災	市街地における大規模延焼火災、多数の者や要配慮者が利用する避難・消火活動に制約がある大規模施設（ホテル、スーパー、高層マンション、社会福祉施設等）の災害

その他の災害	その他の大規模な事故災害
--------	--------------

④ 健康危機等【国立市総合防災計画】

近年、新型コロナウイルス感染症など、生命や健康及び生活環境を脅かす危機が相次いで発生している。このような市民生活に重大な被害を生じさせる危機に対して、この計画で想定する「健康危機」は、次の原因により生ずる市民の生命や健康の安全を脅かす事態をいう。

【 本計画で想定する健康危機 】

健康危機	食中毒、毒劇物、感染症、飲料水、医薬品その他何らかの原因により生ずる市民の生命や健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合
------	--

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数：2，375人
- ・小規模事業者数：1，690人
- ・商工業者の立地状況については、商業系の事業者は、駅及び集合住宅に隣接する場所に多い傾向となっており、数は少ないが工業系や物流系の事業者は、国立・府中ＩＣ近くに立地している。

産業大分類	団体名・項目	国立市商工会	
		商工業者数	小規模事業者数
A	農業, 林業	2	2
B	漁業	0	0
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0
D	建設業	166	153
E	製造業	55	52
F	電気・ガス・熱供給・水道業	3	3
G	情報通信業	60	42
H	運輸業, 郵便業	52	22
I	卸売業, 小売業	574	328
J	金融業, 保険業	21	15
K	不動産業, 物品賃貸業	310	305
L	学術研究, 専門・技術サービス業	166	133
M	宿泊業, 飲食サービス業	311	202
N	生活関連サービス業, 娯楽業	225	200
O	教育, 学習支援業	135	86
P	医療, 福祉	177	89
Q	複合サービス事業	14	5
R	サービス業(他に分類されないもの)	104	53
合 計		2,375	1,690

(3) これまでの取組

①当市の取組

- ・ 国立市総合防災計画の策定、防災訓練・避難所設置訓練の実施
- ・ 国立市多摩川洪水ハザードマップの作成
- ・ 国立市内水ハザードマップの作成
- ・ 国立市防災マップの作成
- ・ 国立市土砂災害ハザードマップの作成
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 各種SNSによる情報発信(市ホームページ、LINE、くにたちメール、X等)

②当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国・東京都等の施策の周知
- ・ 全国商工会連合会が推奨する損害保険メニューの周知
- ・ 国立市が実施する防災訓練への協力
- ・ 国立市と当会が連携し、当会管理施設への災害用備蓄物資保管場所の設置
- ・ 東京消防庁立川消防署が実施する防災事業への協力
- ・ 自然災害後の商工業者の被災状況のSNS等を取り入れた情報収集の取組
- ・ 自然災害後の商工業者の被災状況を、国立市、東京都商工会連合会へ報告

2 課題

現状では、当会の緊急時の取組については、漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、正規・非正規併せて職員が9名いるものの、本市在住者は、正職員1名、非正規職員1名となっており、出勤時でない時の対応に即応できるかどうかの課題がある。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、健康危機対策等において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

3 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、健康危機等の市内・都内・国内における拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を通常時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会での役割分担・体制を整備し、当市の協力も得ながら以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

- ・自然災害発生時や健康危機等発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導等に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・健康危機等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ健康危機等対策としてマスク等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②国立市商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和6年11月に事業継続計画を作成（別紙）

③ 関係団体等との連携

- ・事業継続計画策定に精通した損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・健康危機等に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ健康危機等対策としてマスク等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

④ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を巡回・窓口相談時に確認する。
- ・(仮称) 国立市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7、震度5強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

（２）発災後の対策

- ・自然災害時における発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を把握し、当会と当市で共有する。
- ・健康危機等発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。また、豪雨等による被害が発生した場合、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・当会は、大まかな被害状況を確認し、発災翌日までに情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	・地区内10％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔を目途に被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	新たな事象が判明した時点で共有する
1ヶ月以降	適時共有する

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。具体的には別紙様式「国立市商工会 国立市発災時における指示命令系統・連絡体制」を策定する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域への活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、東京都の指定する方法にて、当会及び当市より東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び調整課へ報告する。
感染症流行の場合、国や東京都等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を東京都の指定する方法にて当会又は当市より東京都へ報告する。

④ 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や東京都、国立市の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

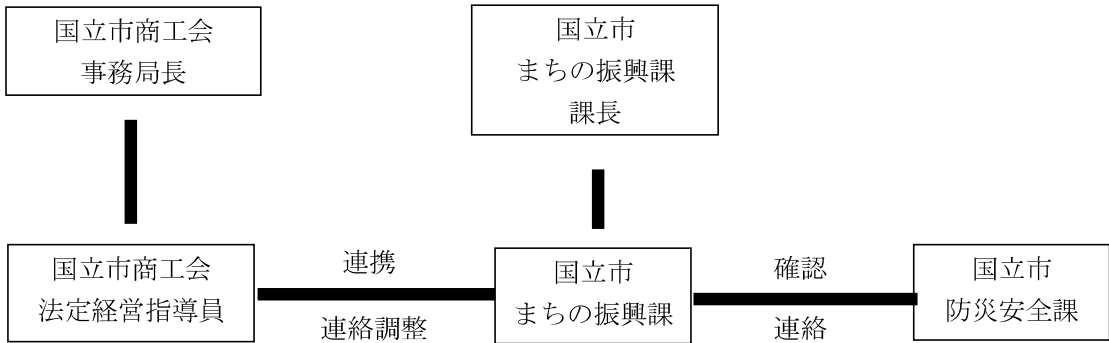
- ・東京都の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を東京都等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 7 年 4 月 1 日現在)	
1 実施体制	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	① 当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 永須 裕二、山崎 幸子（連絡先は後述 3 ①参照） ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。 ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）
3 商工会／関係市町村連絡先	① 商工会 国立市商工会 〒186-0003 東京都国立市富士見台 3-16-4 TEL:042-575-1000 FAX:042-574-1888 E-mail: kuni@bz03.plala.or.jp ② 関係市町村 国立市役所 まちの振興課 商工観光係 〒186-0003 東京都国立市富士見台 2-47-1 TEL:042-576-2111(内線 347) FAX:042-576-0264 E-mail: sec_machishinko@city.kunitachi.lg.jp
※その他	・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに東京都へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0
・ 専門家派遣費	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
・ 協議会運営費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
・ セミナー開催費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・ チラシ等作製費	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
・ 防災、感染症対策費	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、東京都補助金、国立市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

[illegible]